

令和8年12月25日のこども性暴力防止法の施行に向けて まだGビズIDを取得していない 学校設置者等(義務対象事業者)※は 速やかに取得してください！

※ 指定(指定管理)や委託を受けている施設・事業所の運営者も、GビズIDの取得が必要となります。

(まとめ登録の流れ)

GビズIDを未取得の場合、
今後の手続きができなくなります。

STEP 1

GビズID取得

～4月末頃



STEP 2

登録様式提出

4月～7月

事業者情報を登録



STEP 3

権限検討・内容確認

6月～11月

システム上の権限設定の検討

(必要に応じて)
登録内容の修正



STEP 4

システムログイン

12月

システムログイン



◆ 法施行前に「まとめ登録」を実施します

事業者には、法の施行と同時に、従事者の犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、「こまもろうシステム」へのアカウント登録が確実に行われている必要があります。このため、所轄庁において、事業者の情報をとりまとめ、こども家庭庁に一括登録します(まとめ登録)。その際、事業者情報としてGビズIDの取得が必須です。

◆ GビズIDとは

GビズIDとは、デジタル庁が事業者向けに発行するアカウントです。1つのGビズIDで複数の行政サービスへのログイン・手続きが可能となります。

こまもろうシステムの利用に必要なGビズIDの種類

「こまもろうシステム」の利用に必要なGビズIDには、「GビズID(プライム)」と「GビズID(第一管理者)」があります。

GビズID(プライム)の取得は必須です

- GビズID(プライム)は、**全ての学校設置者等に取得してもらう必要があります。**
- アカウント登録の際、GビズID(プライム)を「こまもろうシステム」に入力していただくことで、GビズID取得の際の登録情報と突合し、事業者が「なりすまし」でないかなどを確認します。

GビズID(第一管理者)の取得が必要なケースとは

- GビズID(第一管理者)は、複数の従事者で「こまもろうシステム」を利用する学校設置者等において、**任意で1名設定が可能です。**
- GビズID(プライム)のアカウントから、GビズID(第一管理者)の設定を行うことができます。
- GビズID(第一管理者)のアカウントを持つ方は、「こまもろうシステム」利用開始時に、複数の従事者に対して、システム上の利用権限を付与することができます。

GビズIDの取得はこちら

【GビズID取得申請サイト】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【GビズID特設サイト】 <https://pr.gbiz-id.go.jp/>

お問合せはこちら

【GビズIDの取得について】

0570-023-797 (平日9:00～17:00(年末年始を除く))

[GビズIDに関するお問合せ\(メール\)](#)

【こども性暴力防止法について】

03-5357-1146 (平日9:00～17:00(年末年始を除く))

[こども性暴力防止法に関するお問合せフォーム](#)

こどもまんなか
こども家庭庁